

普遍的に保障されるべき重要な潜在能力リスト化の肯定可能性を探る

氏名：磯部雄策  
名列番号：204  
学籍番号：0951020015  
指導教員名：足立英彦  
2013年1月15日提出

## 卒論要旨

自由とはひどく曖昧な概念である。また、人々は社会に生きており、社会は人々で構成されているが、個々人や社会とはひどく多様なものである。A.センはその多様性ゆえに様々な適切な情報の考慮を経て自由を捉えねば隠された不正義が蔓延りかねないとする一方、M.ヌスバウムは人権としての最低限の自由をまず以て確実に保障せねば不正義と排除することはできないと考える。潜在能力アプローチを共有する両者であるが、この認識の違いから、「普遍的に保障されるべき重要な潜在能力リスト化」の是非として袂を分かつことになった。

本稿は、このリスト化の正当化可能性を肯定することを目的としたものである。

まず、厚生主義と J.ロールズの正義論に対するセンによる批判の紹介を通して潜在能力アプローチの意義を捉えつつ、センとヌスバウムのアプローチ理解の相違点及び機能や潜在能力には重要度の差が存在することを確認する。次に、ヌスバウムによるリスト化の背景とこれに対するセンの懸念を踏まえて「潜在能力リスト化は人々の必要決定に強制をもたらすのか」と問題を再定式化する。その検討のために、ヌスバウムがリスト化にあたって参考にしたアリストテレスの「人間であればこうあるべきである」という卓越主義的考え方に基づくリストの性格を紹介する。そしてセンの懸念は、究極的にはアリストテレスのリストの性格に向けられており、それに関連する箇所についてヌスバウムのリストの性格がアリストテレスのそれと異なることを示すことで懸念を退け、ヌスバウムのリストは必ずしも人々の必要決定に強制をもたらすものではないことを示す。最後に、リスト化と人々への強制に関して考えうる課題点を挙げて論を締めくくることにする。

## 目次

### 第1章 はじめに

### 第2章 潜在能力アプローチ

#### 第1節 何の平等か

- (1) 厚生主義
- (2) J.ロールズの正義論

#### 第2節 潜在能力アプローチとその理解

#### 第3節 機能のウエイト付け

### 第3章 潜在能力をリスト化する

#### 第1節 M.ヌスbaumによるリスト化

#### 第2節 リスト化に対するセンの懸念

#### 第3節 「リスト化＝強制」？

### 第4章 アリストテレスによるリスト化の検討

#### 第1節 アリストテレス的卓越主義

#### 第2節 アリストテレスのリスト

#### 第3節 センの懸念の矛先

### 第5章 ヌスbaumによるリスト化の検討

#### 第1節 「選択」を尊重する理由

#### 第2節 ヌスbaumのリスト

#### 第3節 「断食」と「飢え」

#### 第4節 選択肢としての潜在能力を保障する機能

#### 第5節 「強制しない」

- (1) ある人には必要である機能に変換されうる手段の財としての金銭
- (2) 「意志の弱い人間」

### 第6章 結語

### 参考文献一覧

## 第1章 はじめに

人々は社会の中で生き、社会は人々で成り立っている。そして社会の状況も人々も非常に多様である。ゆえに自由とはひどく曖昧なものである。A.センによると、「自由」という概念が非常に曖昧であるのだからそれを表現する潜在能力は「曖昧なもの」として捉えなければならないゆえ、潜在能力アプローチに「余白」を残している。ゆえに彼の理論において潜在能力概念とはひどく曖昧なものである。その「余白」を M.ヌスバウムは「煮え切らない態度」として批判する。

本稿は、その「余白を埋める」という意味で、潜在能力アプローチにおいて普遍的に保障すべき重要な機能や潜在能力をリスト化することの正当化可能性を肯定することを目的とする。

そのために、まず、厚生主義と J.ロールズの正義論に対するセンによる批判を確認して潜在能力アプローチの意義を捉え（第2章）た上で、リスト化によって潜在能力アプローチの余白を埋めんとする M.ヌスバウムの主張とそれに対するセンの懸念を取り上げる（第3章）。その後アリストテレスのリストとの比較を通してセンの懸念を退け（第4章～第5章第2節）、さらにリスト化について検討を加える（第5章第3節～）。あくまで「リスト化すること」の是非の検討が目的であり、実際に提出されているリストの内容の検討をしたりということは、必要のない限り、しない。

## 第2章 潜在能力アプローチ

### 第1節 何の平等か

「人間とは全く多様な存在である」。センの著書『不平等の再検討』はそんな言葉が冒頭を飾っている。社会には多くの人々がいる。それも人々は非常に複雑で多様である。性格や性質、才能や能力、置かれた環境、立場、思想、趣味、目標も様々である<sup>1</sup>。多様であるからこそ、彼らの取り扱いに関する理論が全員に適用されるためには、何らかの次元における全員にとって公平な配慮をしなければならないとセンは言う。

理論というものは多くの変数に関する不平等を容認し、あるいは求めるものであるが、そのような不平等を正当化するためには何らかの適切な方法ですべての人々に等しい配慮がなされる必要がある。<sup>2</sup>

理論が、その主張する根拠としての基準に用いる情報（事実の特徴）を一貫性なくランダムに変化させれば、不当な不平等を生みだしかねない。そして、より重要で基礎的な次元における配慮が、多様性の結果として生じざるを得ない不公平を正当化する。基準とする公正な不平等、すなわち正義の中核的要請である「等しきものには等しきものを、等し

---

<sup>1</sup> 外的な特徴として資産、負債、健康、福祉など、環境の面として自然環境、属しているコミュニティがもたらす機会、住んでいる地域の疫学的環境など、個人的な特徴として年齢、性別、身体的・知的能力などが挙げられている。後掲⑦25頁参照

<sup>2</sup> 後掲⑦23頁

からざるものには等しからざるものを」に則った取り扱いのためには、より基礎的な次元での公平な配慮が不可欠なのである。

では、それは何の平等なのだろうか。この議論は、センを皮切りにして先の研究者によって多く論じられてきた。本章では、センによる厚生主義への痛烈な批判とロールズの正義論への鋭い指摘を紹介する。

### (1) 厚生主義

古くからの功利主義に代表される、基準の情報に関しての理論として挙げられるのは厚生主義 (welfarism) である。厚生主義とは、個人の効用以外の情報を排除して、その増減に応じた取り扱いを平等にする理論を指す。個人の効用というのはその人の性格や性質、生まれ育った環境といった恣意的な要素の影響を少なからず受けており、主観的な基準に頼ることにほかならない。

『正義』において若松氏は、この主観的基準に対するセンの批判についてまとめている。

#### ①適応的選好形成 (adaptive preference formation) : 現実に適応した形で選好を形成すること

実現を期待できない夢や願望を持って挫折感や喪失感によって失望するよりは、はじめからそうした高望みをせずに身の丈に合ったささやかな夢を形成したり、あるいははなから夢など持たないことを心がけるようになってしまった人<sup>3</sup>に、その適応的に形成された選好を満たしたからといってその人の福祉を尊重したとみなしてはならない。

この (例えば、仏教が煩惱から逃れるためさまざまな執着を捨て去ることを説いている) ような教えが、個人の生き方の指針としてどれほどすばらしいものであろうと、公共の哲学の基礎としては到底受け入れることはできない。というのも、適応すべきとされる社会的現実なるものが恣意的である可能性も否定できないからである。<sup>4</sup>

#### ②高価な嗜好 (expensive tastes)

効用が増大するからと言って、高価な嗜好を持つにいたった人やわがままな人を優遇すべきでないし、高価な嗜好を持つ人がそうでない人よりも多くの金銭を同一水準の効用のために必要とするという理由で、後者から前者に再配分を行うべきとは言えない。厚生主義は高価な嗜好の持ち主からの追加的再配分要求を拒むことができないのである。これは主に R. ドゥオーキンの指摘による。

---

<sup>3</sup> 「実際、文字を読めない多くの人は自分が容易に実現できないこと(例えば本を読むこと)に対してはかない希望を抱いて失望を味わうよりは、現実に妥協してそもそも最初からそれを実現したいとも思わないものである。(後掲⑤40頁)」

<sup>4</sup> 後掲⑩92頁、括弧内は文献内例示を参考に磯部による

こうした厚生主義の取り扱いは、「もともと不利な立場を…（理論の実施の正当な結果として）さらに悪化させてしまう危険<sup>5</sup>」があるとセンは痛烈に批判する。

## (2) J.ロールズの正義論

次にロールズの正義論であるが、「何の平等か」という視座からすると、これは個人の嗜好から独立した客観的な必要度や緊急度に応じた取り扱いを平等にする。ここで必要度や緊急度は、社会的な基本財の保有量によって比較される。こうして厚生主義が主観的基準に依存していることによって見逃しかねない不正義を、主観的な個人の嗜好ごと取り除くことで排除する。

しかし、センに言わせると、客観的に緊急を要する人を優遇したからと言ってロールズの理論はまだ甘い。なぜなら、その優遇の方法が「財を優先的に分配すること」に留まっているためである。若松氏は、人生設計や変換能力の差といった個人の多様性を見過ごしたこの慢心が不正義を隠してしまう例として、わがままな自転車コレクターと通学したく思うが身体的な障害を持つ人のいずれに自転車を分配するかという例を挙げつつ、センの主張を説明する。

A君は…わがままだが、彼のコレクションの対象は…自転車であるとする。B君はハンディキャップを負っていて自転車に乗ることができない。…ロールズ流の客観的基準を用い、所有している自転車の台数に注目したら…B君に自転車を分配するのが正しいことのように思われる。しかし、よく考えてみるとB君は自転車など必要としていないのであり、彼に自転車を与えることで彼に配慮したとか、平等が実現されたと思いきむのは、余りに独り善がり過ぎるだろう。<sup>6</sup>

センはこうした慢心を「物神崇拜」と呼んで批判する。財の保有それ自体は価値ではないのである。『センの正義論』において若松氏はこう指摘する。

個人の意のままに変化してしまう個人効用の可塑性を嫌うあまり、客観主義的アプローチは個人間の差異に鈍感となり、結果志向性を欠いてしまった。この欠陥が最も華々しく現出するのは権利概念においてである。<sup>7</sup>

理論の完備性のための情報制約は、実際には重要な情報をも排除して不当な強制を生ずる危険性を伴う。センの主張によれば、厚生主義への批判点はその配慮される情報が個人効用に制約されていることであり、しかしそれを解消するためには、ロールズのように客観的基準という対極に行く必要はなく、効用以外にも考慮しなければならない情報（例えば、財）があることを示せば足りるのである。

<sup>5</sup> 後掲⑫91頁、括弧内は磯部による。また、「身障者はその際、二重の不遇を強いられる—つまり同一額の所得を得ても健常者より低い効用しか得られないのに加えて、所得の面でも少なく与えられることになる。(後掲⑧232頁、下線は磯部による)」

<sup>6</sup> 後掲⑫95-96頁

<sup>7</sup> 後掲⑤146頁

## 第2節 潜在能力アプローチとその理解

人間は身体的・精神的能力でも、資産や社会的環境でも異なっているから、ある人が実際に何ができるかは、その人の特性と財によって決まる<sup>8</sup>。ある人が実際に通学できるかは、自転車という財を与えられるかに加えて、自転車に乗ることで移動する自由を享受できるようになる変換能力を備えているかによって決まる。潜在能力アプローチは、そうした「人」と「財」との間に位置づけられる「人と財との間の関係」に着目し、人間の生活を構成する「機能」に直接着目することによって「潜在能力」の平等を目指す自由主義的理論である。機能 (functioning) とは「ある状態になったり、何かをすること」と定義されるもので、潜在能力 (capability) とは機能の集合を指す。

機能やその集合である潜在能力は、ロールズの正義論に対してセンが指摘したように、財の分配は自由を確保する手段に過ぎず、ここに個人によって様々である変換能力、すなわち財を実際に活用できる能力による制限を乗り越えて実際に達成可能となった活動の組合せ (選択肢の幅)、すなわち「自由」を直接表すことになる。

人の生活はさまざまな機能によって構成されている以上、人々の暮らし向きを判断する際にも、財のように外在的であったり、効用のように派生的であったりするような要素を通じて行うのではなく、機能のように人間の生活を構成する要素に直接着目することによって行われるべきである、とセンは主張する。<sup>9</sup>

潜在能力は「機能の集合」である。これは、ひとつには、「ケイパビリティ (capability)」を「潜在能力」と訳すことに戸惑いを与える意味、すなわち実際に個人が「実現した機能の集合」である潜在能力を指すものとしての意味がある。この場合の潜在能力は「生活」を表している。つまり人々の生活を構成しているのも潜在能力であり、より小さな単位では機能である。そしてもうひとつが、ヌスバウムが「可能性」と呼ぶような、個人の変換能力によって財を活用できるようになるなどして、「実現していないが実現可能である」という意味で「潜在」している機能の集合である。この場合の潜在能力は「自由」を表す。ちなみにセンは、「生活」という意味としての潜在能力との混乱を避けるために、彼の言う「潜在能力」とは主にこの「自由」という意味としての潜在能力であると想定している。本稿も彼に従う。

ともあれこうして潜在能力アプローチは、財あるいは成果だけに情報を制約するのではなく、さらに変換能力などといった個人の多様性なども考慮に入れ、客観的な財と主観的な効用の「中間物 (mid-fare)<sup>10</sup>」に着目して、より妥当な結論を導こうとする。例えば、先の高価な嗜好を持つ人への財の優先的配分は拒む一方、高価な薬がなければ重要な機能を実現できないのであれば彼に優先的に配分するといった考慮が可能となる。

<sup>8</sup> 後掲⑤183 頁

<sup>9</sup> 後掲⑤127 頁

<sup>10</sup> 後掲⑤127-129 頁及び後掲②36 頁参照

潜在能力アプローチはセンとヌスバウムによって共有されており、両者に共通するのはその目的「不正義の発見とその是正<sup>11</sup>」である。

しかし一方で、アプローチ理解について相違する箇所も見られる。ここからは『センの正義論』において説明されている両者の潜在能力アプローチ理解の相違点を紹介する<sup>12</sup>。この理解の差が、後に紹介する（、そして何を隠そう本稿の主題である）「潜在能力の（普遍的な）リスト化」に対しての立場の差として現れてくることになる。

#### ①センの理解：人々の生活の質の国家間比較のための座標空間として

センは、先の「何の平等か」に対する応答として、ロールズの正義論における「物神崇拜」の箇所を修正する形で、財に替わる潜在能力という概念を提案した。つまりここまで見てきた潜在能力アプローチは、おおむねセンによるアプローチ理解を想定した紹介であったと言える。

この理解において、自由とは曖昧なものであるゆえにそれを表す潜在能力はきちんと曖昧に<sup>13</sup>捉えられる。ゆえに不完備性は余韻として残るが、次に紹介する人権アプローチ的地からは情報制約を懸念するあまりに採っている煮え切らない態度として認識されることになる。

#### ②ヌスバウムの理解：政府の基本的政治原理の基礎の確立のための人権アプローチとして ニーズ論に近い形で潜在能力アプローチの意義を理解しているのが、ヌスバウムである。

（後に紹介する）ヌスバウムのケイパビリティのリストは、単に人の福祉や必要の評価基準や比較の指標として用いるだけではなく、人々が政府に対して要求する権利を持つ中心的基本原理の基礎となりうることを目的として作成されている。そこには人の善の構想という道徳的な直観と社会的動物として人間の尊厳的価値が前提となっており、ケイパビリティは、また、正義の理論の一部として、規範的政策提言の役割を担うものであるとしている。<sup>14</sup>

ここで「正義の理論の一部として」とされているのは、潜在能力や機能はニーズのように一定程度充足されることが、それ以上の充足に比較して決定的に重要であるゆえに、社会的な最低限を確定するための基礎についての言及であるという意味である。この点に関しては後に再び触れる（第5章第2節）。

潜在能力に対する理解のこの差が、センの残した余白（余韻）の是非として、さらに言

---

<sup>11</sup> 「潜在能力の強みはどれだけ満ちているかを示すことにはなく、どれだけ欠いているかを示す点にあると言えよう。（後掲⑤196頁）」

<sup>12</sup> 後掲⑤194頁

<sup>13</sup> 後掲②63-64頁

<sup>14</sup> 後掲④、括弧内及び下線は磯部による



えば潜在能力をリスト化することの是非として現れることになる。

ヌスバウムは、基本的な潜在能力に対する文化的解釈の余地を残そうとしてはいるものの、彼女はこうした潜在能力の正しい内容とその機能を規範として記述できると信じており、したがって、いまだ人間的ではない者たちが、いかにして人間的になるべきかを正確に記述できると信じている。ヌスバウムを暗示的にも明示的にも批判してきたアマルティア・センは、市民権を超えて、かつ市民権に対抗させる形で、自然の人権のこの種の価値序列に対して、はっきりと反対している。<sup>15</sup>

そこで本稿では、「普遍的に保障すべき重要な潜在能力のリスト化の是非」について検討していくことにする。

### 第3節 機能のウエイト付け

リスト化をめぐる考察の前にその準備として、機能のウエイト付けについて補足する。

当然のことながら、機能や潜在能力というのは無数に存在する。センの例示によれば、「適切な栄養を得ているか」、「健康状態にあるか」、「避けられる病気にかかっていないか」、「早死にしていないか」、「幸福であるか」、「自尊心を持っているか」、「社会生活に参加しているか」などのほか、いたずらに挙げれば「髪の毛を抜く」、「耳を切り取る」、「足の指を切断する」、「窓から飛び降りる」といったことも機能として数えうる<sup>16</sup>。これに関してセンは次のように述べる。

この主張（潜在能力アプローチ）は、福祉を評価する場合に、すべてのタイプの潜在能力が等しい価値をもつことを意味しているのでもなければ、どのような潜在能力も、何らかの価値を持たねばならないことを意味しているのでもない。<sup>17</sup>

潜在能力アプローチは、生活の福祉を捉える際に機能や潜在能力に注目することを主張しているに過ぎない。一方で、機能や潜在能力に重要度の差が存在することは明らかである。機能や潜在能力は、重要なものと些細で無視できるもの（あるいは悪しきもの）とに分けられる。例えば、動き回る能力とバスケットボールをするという能力といった2つの機能の重要度の差は明白である。他の洗剤とさして変わらないのに、ある特定のブランドの洗剤だけを使うという機能はそれほど重大でない機能であろう<sup>18</sup>。

センもこれを認める。しかし一方で、不正義を見過ごさないための情報基礎として、財や効用より広い範囲を網羅して配慮する潜在能力概念を用意しただけで、実際にどのようにして不正義を発見し、是正するのかという定式化を理論としては行ってこなかった。これがまさにセンの残している「余白」であり、ここから、以下のような批判がなされることになる。

---

<sup>15</sup> ドゥルシラ・コーネル「フェミニストの構想力」

<sup>16</sup> 後掲⑦59 頁内例示、後掲②64 頁内例示

<sup>17</sup> 後掲⑦66 頁、括弧内は磯部による

<sup>18</sup> 後掲②61 頁内例示、後掲⑦64 頁内例示

(センの) 研究は、 i) 価値あるケイパビリティをどのようにして特定化するのか、 ii) 諸ケイパビリティ間のウェイト付けと優先順位付けを与えるような、戦略性のある経済的な意思決定というのは、どのようになされるのか、 iii) ケイパビリティを評価する際の価値判断基準をめぐる対立があるとき、どうすればよいのか、 iv) どのようにしてケイパビリティセットを測定できるのか、という質問には答えてくれない。<sup>19</sup>

とすれば、機能や潜在能力の重要度に応じて指数を割り振ることが必要になるだろう。では重要度はどのようにして測られるべきなのだろうか。

もし個人が自分の好むように指数を割り振ってよいというのであれば、厚生主義に類似した主観的な基準と化してしまう。<sup>20</sup>

そこでヌスバウムは、潜在能力アプローチに立ちつつも、各人の選好から独立した仕方、すなわちニーズ論的観点から「リストによる」仕方を提案することになる。

### 第3章 潜在能力をリスト化する

#### 第1節 M.ヌスバウムによるリスト化

権利論的理解として潜在能力アプローチを捉えるヌスバウムは、「重要な潜在能力とは何であるか」についてのセンの曖昧さを「煮え切らない態度」として捉え、それが人間の尊厳に関わる深刻な人権侵害を引き起こしかねないとする。人間とは非常に複雑で多様なものである。しかし、人間である。だからこそ不正義の是正によって恣意的な取り扱いから逃れることができねばならず、尊重されねばならないのである。「多様性」という前提と「恣意的要因に基づく取り扱いの排除」は、センが潜在能力アプローチを提案したときにもその大きな動機となっている。ヌスバウムは人間の尊厳を重要視し、その尊重をより確実にしなければならないとする。

センは、功利主義者による福祉の解釈を今まで以上に徹底的に批判する必要があるように思える。そのためには人間の機能についての客観的な規範解釈を提示し、人間として善く生きることへの貢献度によって機能を査定するための客観的な評価方法を記述すべきである。<sup>21</sup>

そこで、アリストテレスの「真に人間にふさわしい機能」という考え方を参考にして、「可変的で慎ましやかな (open-ended and humble)」としつつも<sup>22</sup>、「中心的ケイパビリティ」という形で普遍的に保障すべき重要な潜在能力のリストを作成し、潜在能力アプローチにおける必要概念、すなわち「重要な潜在能力とは何であるか」についての特定化を図る。ここが、潜在能力アプローチを共同で研究してきたセンとヌスバウムの袂を分けることにな

---

<sup>19</sup> Alkire, Valuing Freedoms : Sen's Capability Approach and Poverty Reduction (2002)、括弧内は磯部による

<sup>20</sup> 後掲⑤174頁

<sup>21</sup> 後掲②80頁

<sup>22</sup> 後掲⑥189頁

る。

ヌスバウムは、潜在能力概念を人権アプローチとして理解していることは先に述べた。『女性と人間開発』において、ニーズ論的観点からリスト化の必要性を挙げている<sup>23</sup>。

#### ①人間らしい生活に必要な機能

特定の機能は、それを達成しているかいないかによってそのひとが人間らしい生活をしているか否かが分かるという意味で、人間の生活の中で中心的位置を占めている。

これに関連して、潜在能力の拡充が必要（特定の重要な機能や潜在能力）の拡充に直接つながらない場合について参考されたい<sup>24</sup>。論文「ケイパビリティ・アプローチの再検討」において、小笠原氏は、センが潜在能力を「ある個人の自由集合」と定義していることを確認した上でこう主張する。

ケイパビリティ・アプローチにおいて、自由の尊重と必要の充足は、両立可能な場合（ケイパビリティ集合が拡大すれば、ニーズ集合がケイパビリティ集合の部分集合になるケース）もあれば、両立不可能な場合（ケイパビリティ集合をどんなに拡大してもニーズ集合をケイパビリティ集合の部分集合とできないケース）もある。具体的にどちらが成立するのかは、それぞれの状況に依存している。すなわち、センは、ケイパビリティ集合がニーズ集合を包含するときと、ニーズ集合がケイパビリティ集合を包含するときについては想定しているが、ケイパビリティ集合とニーズ集合とが共通部分をもつケースについては考慮していない。

自由の尊重、すなわち潜在能力を拡大することが、そのまま必要な自由を拡充することに資するとは限らない。例えば、身体障害者の場合は、単純に潜在能力を拡大すれば移動の自由は達成可能であると想定されているが、法律や制度によって移動の自由を保障する手段に制限が加えられている場合、必ずしも潜在能力の拡大が移動の自由を約束するものではない。ここにおいて、潜在能力は、それを構成する機能の性質、特に（人間らしい）福祉的生活に必要な機能であるかを考慮することなく、ただ盲目に他者間や国家間での比較によって平等を測ったり、拡大できるだけ拡大すればよいというわけではなさそうである。移動の自由を必要とする身体的な障害を持つ人に自転車を与えても、ヌスバウムが権利と捉える移動の自由は実現されえずにいまだ人権侵害は残り続けるのと同様に、潜在能力アプローチにおいても、彼に些細で無視できる（と考えられる）「髪の毛を抜く」機能が保障されたところで必要な移動の機能は充足されえない。

もちろん、潜在能力の平等や拡大は、（人間らしい）福祉的生活に必要な機能の充足を達成する可能性を高めるものではある。しかし、これは自由を保障する際にロールズよろしくその手段でしかない財を分配するのと同じ意味で不正義を見逃しかねない。より直接的

---

<sup>23</sup> 後掲①85頁

<sup>24</sup> 後掲④

に（人間らしい）福祉的生活に資する機能へと目を向けるべきである。ならば、潜在能力の拡充と必要の充足というのは区別され、必要の充足をより確実にするよう考慮しつつ潜在能力を拡充することが不可欠であろう。

## ②真に人間的な方法

単に動物的な方法ではなく、真に人間的な方法でこれらの機能を満たすことには大事な意味がある。

ヌスバウムはこの「真に人間的な方法」として、本稿でも後に紹介するアリストテレスの哲学に彼女が大きな影響を受けていることから、社会的動物としての「実践理性」と「連帯」を想定しているように思われる。特にこの2つの機能に関しては、彼女自身のリストに記載されているものであり、他の機能の重要性を損なわせる性格を持たないことに注意させつつ、リスト内の機能の中でも重要な機能であると言及している<sup>25</sup>。本稿においてはリストの内容に立ち入って検討することは目的ではないので、「実践理性」と「連帯」についてはこれ以上言及しない。

一方で、「選択する」という機能充足の方法もここに含まれると考えられる。恣意的な要因から逃れて自律的に（センに言わせるならば、「行為主体性によって」）、ゆえに自由に機能充足すること、その具体的なものが「選択する」ことによるように思われる。

以上より、ヌスバウムはセンの潜在能力アプローチの余白を埋めようとするわけであるが、その手段としての「リスト化」に対してセンが懸念を浮かべる。

## 第2節 リスト化に対するセンの懸念<sup>26</sup>

リスト化を「潜在能力アプローチの不完全さを根絶する1つの体系的な方法」とし、個々の場面で具体的に保障すべき潜在能力に言及することの有益性は認めつつも、セン自身が普遍的に保障すべき潜在能力に言及しようとしない。

潜在能力アプローチの不完全性を取り除くためには、そのような系統だったやり方が必要であることは認める。そのような方法を取る人に対して異論を唱えるつもりはない。しかし、それが私が取るべき唯一の方法だと言いきることができないのには理由がある。

なぜか。本節ではリスト化に対するセンの懸念を紹介する。

---

<sup>25</sup> 「ケイパビリティのリストの中で「実践理性」と「連帯」の二つは、他の全ての項目を組織し覆うものであるために特別に重要であり、それによって人は真に人間らしくなる。…このように「実践理性」と「連帯」を中心に据えたとしても、そのことは、他のすべての項目がこの二つの目的に還元されるということを意味するわけではない。例えば、健康は選択の自由を達成するための単なる手段に過ぎないと言っているのではない。（後掲①96-97頁）」

<sup>26</sup> 後掲②80-81頁

### ①必要の決定（選択）における強制の懸念

まずセンは、潜在能力が平等に保証されることによって福祉的自由が確保されることの重要性に加えて、その必要とされ保障されるべき潜在能力を個々人が決定するという自由の重要性も強調し、リストが必要の決定（選択）の段階において人々へ強制してしまうことを懸念している<sup>27</sup>。必要の決定（選択）とは「分配を必要とする潜在能力を選択する自由」を言い、必要の分配（充足）とは「実際に選択できる潜在能力の分配による自由」を言う。

このような（人の善い生活のための機能のリストは一つしかないという）見方ですらえられた人間の本質は、あまりにも細かく特定されてしまうのではないか。

普遍的なリストを作成することは必要な機能や潜在能力を特定する。むしろヌスバウムはそれを目的としてリスト化するわけであるが、センはこれが個人の多様性を無視し、ゆえに人々に強制する危険性を伴うと考えているわけである。

### ②配慮としての不完備性

また、潜在能力アプローチには配慮として不完備性をあえて残してあるとセンは言う。

他にも妥当とみなされる方法を考慮に入れることができるように、潜在能力アプローチには意図的に不完全性を残してある。

普遍的に保障すべき潜在能力のリストを作成することはその保障が「達成されているか」を判断するための基準を生む。これはある種の「情報制約」であり、先の潜在能力アプローチの情報基礎の拡大という理念と、方向性として、折り合わない<sup>28</sup>。あるいは不完備性を埋めることが、理論の硬直化を生むのかもしれない。ただし、本稿ではこの「不完備性の問題」についてこれ以上言及しない。

## 第3節 「リスト化＝強制」？

では、必要（重要）な機能の保障を確実にするためにその特定化を図って潜在能力の普遍的なリストを作成することは、人々が良いと思って行なうかもしれない多くの選択を排除することになり、たった1つに決められた形で行動するように人々を強制することになるのだろうか。ヌスバウム自身も自問する。

リストは、このような生活（断食、禁欲など）は人間としての尊厳に値しないと主張しているのだろうか。<sup>29</sup>

---

<sup>27</sup> 後掲⑥190頁

<sup>28</sup> 「センが正義の女神の情報を制約することに対してあれほど批判的であったことから推測すれば、彼は潜在能力の特定のリストを提示することによって厚生主義や社会的基本財の理論とは別の厳しい情報制約を課すよりも、あいまいであるというリスクは有するものの、文脈に応じて新たな潜在能力の定式化に開かれた形で潜在能力アプローチを提示する方が危険が少ないと考えたのであろう。（後掲⑤173頁）」

<sup>29</sup> 後掲①102頁、括弧内は磯部による

ここからはリスト化の是非を「普遍的に保障されるべき重要な潜在能力をリスト化することは人々の必要の決定（選択）に強制を伴うか」と絞って検討する。

#### 第4章 アリストテレスによるリスト化の検討

アリストテレス哲学にも「機能（エルゴン）」や「可能態（ディナミス）」という概念があり、それらはセンやヌスバウムの潜在能力アプローチにおける機能や潜在能力の概念と深い関連性がある<sup>30</sup>。ギリシア哲学にその学びの端を発するヌスバウムは、リストを作成するにあたってその背景としてアリストテレスの「真に人間的な生活」という考え方を参考にすることになる。ヌスバウムやセンの評価によれば、アリストテレスは「人間として善く生きることを実際に構成する機能（少なくともある程度の一般性を持つもの）のリストは一つしかない」と主張する<sup>31</sup>。本章ではアリストテレスのリストの特徴について考察する。

##### 第1節 アリストテレス的卓越主義

アリストテレスによれば、人間の行為はすべて何らかの善を希求し、それを目的としている。ある行為の目的（＝善）はより高次の善（＝目的）をもつ行為の手段である<sup>32</sup>。そしてそれらが最終的に終着するそれ自体目的となる自足的な善が「最高善（エウダイモニア：eudaimonia）」である。また、人間が求めるべき、あるいは人間が手に入れることのできる最高の善が「人間的善」である。

一方で、確かに、富を稼ぐことで幸せを感じる人もいれば、快樂を得ることで幸せを感じる人もいるように、最高善とは人によって様々であるかもしれない。しかし、アリストテレスは達成の基準として富裕を用いることを否定する。彼らは「幸せのために〇〇を目的にもつ行為」をしているのであり、富や快樂はそれ自体が幸せ、すなわち最高善そのものではなく、「幸福たるために追求されるもの<sup>33</sup>」なのである<sup>34</sup>。

こうした「人間であればこうあるべきだ」という卓越主義的な考え方のもと、アリストテレスによれば、笛吹きにとっての幸せが「笛を上手に吹く」という機能・活動を立派に実現していることであるのと同様に、人間にとっての最高善、すなわち人間的善とは人間固有の機能・活動を立派に実現していることである。そしてこのとき、「その人は人間らしい生活を営んでいる」。この、いわゆる「機能」概念を用いたアプローチは、先に示した「不正義の発見と是正」とは異なり、「真に人間らしい生活」を目的とするものとして理解される。

---

<sup>30</sup> 後掲②79頁

<sup>31</sup> 後掲②79頁

<sup>32</sup> 例えば、鞍作りの目的である鞍は乗馬の、鞍の目的である乗馬は戦争の、乗馬の目的である戦争は勝利の、戦争の目的である勝利は国家存立の手段である。後掲⑨96頁参照

<sup>33</sup> 後掲⑨97頁

<sup>34</sup> 後掲⑭38頁

## 第2節 アリストテレスのリスト

アリストテレスは、その著『ニコマコス倫理学』の中で、人間固有の機能・活動についてこう記している。

人間にとっての善（人間固有の機能・活動の立派な実現）とは徳に基づく魂の活動である。<sup>35</sup>

アリストテレスによれば、人間的善に関わる「徳」は2つに分類される<sup>36</sup>。1つは「知性の徳（知性的卓越性、思考の徳）」と呼ばれるもので、知性の徳とは「観照的生活」、すなわち「哲学者の生活」である。なぜなら、哲学とは自足的であり、それはそれ自体目的となるという最高善の性質に合致するからである。これは思考能力に関するある種「神的な」卓越性であり、たとえ1人であっても実現可能である。しかし、人間を「ポリスの動物」と定義づけるアリストテレスは人間的善を語る上で知性の徳だけで事足りるとしない。

人間的善に関わるもう1つの「徳」は、「性格の徳（倫理的卓越性）」である。アリストテレスは、ポリスの動物としての人間特有の徳ある性状を「性格の徳」と呼び、この行為に関する卓越性こそが「真に人間らしい生活」であると考えていると思われる。本稿の目的は「リスト化が選択の決定（という行為とその結果としての行為）を強制するか」についてであるため、以降はその比較検討の対象としてのアリストテレスのリストに係るこの性格の徳を念頭に検討する。

さて、この美德（性格の徳）は実践によって習得される。この点で、道徳を身につけることは、技能、例えば笛の吹き方を習得するのと似ている。

われわれは正しい行為をすることで正しくなり、節度ある行為をすることで節度を身につけ、勇敢な行動をすることで勇敢になる。<sup>37</sup>

『これからの「正義」の話をしよう』の中で、M.サンデルは以下のようにアリストテレスの考え方の本質を分析する。

絶えず道徳的な行動に励むことによって、道徳的に行動する傾向が身につくのである。<sup>38</sup>

アリストテレスによれば、善き行為が習慣づけられることによって初めてよき性状（ヘクシス）、すなわちよき徳（卓越性）が形成され、かくしてよき人となるのだから、習慣づけは「しかるべき時に、しかるべきものについて、しかるべき人々に対して、しかるべきことのために、しかるべき仕方<sup>39</sup>」なされねばならない<sup>40</sup>。すなわち、性格の徳ある性状

<sup>35</sup> 後掲⑭、括弧内は磯部による

<sup>36</sup> 後掲⑭53-54頁

<sup>37</sup> アリストテレス『ニコマコス倫理学』後掲⑬256頁内引用

<sup>38</sup> 後掲⑬257頁

<sup>39</sup> 後掲⑭73頁

<sup>40</sup> 後掲⑨105-106頁

は両極端の間の「中庸（超過と不足の中的な状態）」な行為と情念<sup>41</sup>にある。そして、何が中的な状態であるかを判別する能力が「思慮」である。

徳（卓越性）とは思慮によって正しき理にしたがって常に中を射当てる魂の性状であると定義することができます。<sup>42</sup>

つまり、まず、人間とは 1 つと仮定される最高善を追求する存在であって、その達成が「人間らしい生活を営んでいる」ことであるとする目的論的な卓越的人間観、そして、ポリス的動物として（性格の）徳を習得するためには思慮の末に中的な善き行為の習慣づけを第一歩としなければならないとする実践理性的な中庸理論が存在することが確認された。

これで、「アリストテレスのリストが人々の行為に強制をもたらす」可能性が見出されることになると思う。次節では、このアリストテレスのリストの強制力とセンの懸念との関係性について述べる。

### 第3節 センの懸念の矛先

アリストテレスによれば、人間の行為はすべて善を目的としている。そしてそれらは目的と手段の関係によって最終的には最高善へと終着する。（性格の）人間的最高善は 1 つである（少なくともアリストテレスはそう考えているようである）ならば、人間は皆 1 つの目的に達するための行為を繰り返しているということになる。言い換えれば、人間が人間であるならば、彼は人間的善を追及、すなわち中的な行為を選択しなければならない。人間的善を追及でき、ゆえに追及している存在こそが、人間である。そこにおいてアリストテレスの「機能」リストは、はじめから「人間であるならば達成すべき機能」という形で示されることになる。リスト外の機能を必要とすることを「人間らしく生きていること」として認めない。

リストの項目の一つを無視したり、あるいはリストにないことに身を捧げたりすれば、それは標準以下の生活を送っていると見なされる<sup>43</sup>

しかし、待たれない。これでは実践理性を含む、真に人間らしい生活をむしろ否定することになり、これこそが人々の選択や自己決定を否定してしまうのではないだろうか。さらに言えば、アリストテレス的アプローチは才能豊かな人にその才能を統治し開花させる責任を政府に負わせかねない側面を有している<sup>44</sup>。その責任に基づいて作成されたリストが人々にその才能に合わせて強制をもたらすかもしれない。

---

<sup>41</sup> 欲望、怒り、恐れ、自信、ねたみ、よろこび、愛、憎しみ、憧れ、羨望、憐れみなど。また、「いくつかのものはすでに低劣さを含意する名前を与えられている…たとえば悪意、恥知らず、ねたみ、といった情念がそうであり、行為では姦通、盗み、殺人がそうである。（後掲⑭74-75 頁）」

<sup>42</sup> 後掲⑨107 頁

<sup>43</sup> 後掲①113 頁

<sup>44</sup> 後掲⑤197 頁



リスト化に対する人々の必要の決定（選択）への強制に関するセンの懸念は、究極的には、いわば「最高善を希求する存在」という拘束性とでも言うべき人間観に向けられるものと思われる。人間ならば最高善を追求すると想定して、最高善を追求するならば達成すべき機能を示すのである。人々に必要を決定（選択）する自由はもはや残されていない。

では一方で、そんなアリストテレスの「真に人間らしい生活」の考え方を参考にしたヌスバウムのリストはこの点に関してどのような態度を採っているのであろうか。そしてそれは人々の必要の決定（選択）に強制をもたらすのだろうか。すなわち「選択する」という行為をどのように表現しているのだろうか。

## 第4章 ヌスバウムによるリスト化の検討

### 第1節 「選択」を尊重する理由<sup>45</sup>

先に述べてしまえば、ヌスバウムは、人々に特定の機能を選択することを押し付けるようなことはしない。なぜなら、彼女は人々の尊厳を重要視するからである。

理由は極めて単純なものである。それは、人々や人々の行う選択に対して敬意を払うからである。<sup>46</sup>

以下、ヌスバウムのリストをめぐって、主に「選択（choice）すること」と「選択肢を保障すること」に関して述べることになるが、次の点につきヌスバウムが明確に言及しているため、多少先走る感じは否めないが、引用しておくので注意されたい。

ケイパビリティこそが適切な政治目標であると言える。しかし、政府にとって重要なのは、尊厳を持った市民として人々を扱い、人々に真の敬意を表することによって、（例えば、尊厳を持って扱われる権利を低価格で購入できるようにすることによって）その選択肢を与えることであったり、（例えば、その権利を購入することを拒否することによって）屈辱をもって扱われるという選択肢を認めたりするような政策（それがどのようなものであれ）ではない。<sup>47</sup>

あくまで「人々に敬意を払う」という意味で「選択すること」を尊重し、その意味で「選択肢を保障」しなければならない。

### 第2節 ヌスバウムのリスト<sup>48</sup>

<sup>45</sup> 後掲⑦236-238 頁も参照されたい。

<sup>46</sup> 後掲①104 頁

<sup>47</sup> 後掲①108 頁

<sup>48</sup> ロールズのリストとの関連について、「ヌスバウム自身、このようなケイパビリティのリストは基本財という概念を用いるロールズのリストと近似していることを認めている。しかし、両者の主要な違いは、ヌスバウムのリストは、「所得や富といった物質的な項目を正当な目標とすることを拒否する一方、「健康と気力、知性と想像力」といったロールズが「自然的善」と呼んだいくつかの善の社会的基礎をリストに載せ」ている点にある。（後掲④）」。  
後掲①89、105 頁も参照されたい。

本節では、ヌスバウムのリストの特徴のうち、アリストテレスのリストとの相違点であり、かつ、次節以降の検討のための特徴を紹介する。

#### ①正義の理論の一部としての役割

これについては先にも述べた。ヌスバウムのリストは包括的な人間像を示すことを意図しているわけではない。リストがたった 1 つに決められた形で行動するように人々を強制する危険性を検討しうるのは、リストが言及する部分的な構想に関してである。もちろんリストに示された機能や潜在能力が（閾値まで）充足された暁には、よりよい福利の増進のために、それ以上の充足を、そこでもやはり機能や潜在能力に着目して、ヌスバウムも目指すことになるかもしれないが、ヌスバウムの「リスト化」はあくまでニーズ論的必要性を持つ機能や潜在能力をより確実に充足するためのものである。ニーズのように一定程度充足されることが決定的に重要とされる潜在能力のリストが、それ以上の充足について強制をもたらす可能性は考えにくい。

私の新アリストテレス学派的提案は、…（明らかにアリストテレスとは違って）包括的ではなく部分的な良い生活の構想として、すなわち政治的目的だけに選ばれた道徳的構想として意図したものである。<sup>49</sup>

#### ②政治目的として機能ではなく潜在能力を掲げる

また、アリストテレスのリストが習慣づけられるべき中庸的な行為の機能を示すためのリストとして意図されているのに対して、ヌスバウムのリストが政治目的として保障されるべきとして掲げているのは潜在能力である。

人間のあるべき一連の機能を提示しているのではなく、自らの善き生の構想にしたがって機能するであろう、すべての人に備えられているべきケイパビリティを提示している。<sup>50</sup>

この考慮が、自律的に必要を決定（選択）するという行為、すなわち「真に人間らしい方法」であると考えられる「選択する」という行為の余地を確保することになる。詳細については次節に譲る。

### 第3節 「断食」と「飢え」<sup>51</sup>

「政治目的として潜在能力を掲げている」とはどういうことか。ヌスバウムの「中心的ケイパビリティ」のリストにおける機能 a の保障は、同時に機能¬a の保障を意味するということである。それは潜在能力として2つの選択肢を保障することに他ならない。ここに、ヌスバウムのリストが「潜在能力を政治目的に掲げている」とことと「リスト化は強制を伴

<sup>49</sup> 後掲①91頁

<sup>50</sup> 後掲④

<sup>51</sup> 後掲②73頁

わない」ことの関係性が見えてくる。具体的に見てみよう。

例えば、潜在能力を基調とした何らかのリストに則って「食べる」機能が保障されるとする。アリストテレスの機能リストであれば、リストに示された機能はそれを実現することが「人間らしい生活」であるとされているので、行為主体が「人間」である限りその卓越性ゆえに「人間的最高善を希求（必要と）する者」として「食べる」機能を必然的に選択しなければならないだろう。他方、ヌスバウムのリストにおいては、「食べる」機能の保障はそれに関する潜在能力の保障の手段に過ぎず、すなわち同時に「食べない」機能も保障して潜在能力として 2 つの選択肢を保障することにほかならない。ヌスバウムのリストは、示された潜在能力の中から人々が必要な機能を（実行するか否かも含めて）「選択する」機能を保障する<sup>52</sup>。つまり、「選択する」という人間として尊厳されるべき機能の保障のために、潜在能力という選択肢群を提供することを政治目的としている。「政治目的として潜在能力を掲げている」とはこういうことである。

言い換えれば選択することを保障するのが潜在能力のリストなのである。<sup>53</sup>

そうだとすると、潜在能力アプローチの「不正義の発見と是正」という観点から、「断食」と「飢え」との間には大きな差を見て取ることができる。両者ともに「食べない」機能を実現しているが、「飢え」というのは「食べない」機能それしか実現することができないゆえに「食べない」機能を現実化している状況に他ならない。ここには「普遍的に保障すべき重要（と想定できるような）潜在能力のリストが存在しないことによる隠れた強制」とでも言うべき不正義が発生している。一方、「断食」というのは「食べる」機能と「食べない」機能という選択肢の中から、その人の意志によって必要と決定された「食べない」機能を選択している状況である。ここには何らの強制もないはずである。注目すべきは、「食べる」機能の保障によって「食べない」ことが「断食」たりうるということである。ある人はたくさんの食料をもっていても常に「断食」を選択するかもしれないが、「飢え」は、カントよろしく物件が欲望に支配されて行為に及ぶのと同じ意味での強制の結果である一方、「断食」は、同じ「食べない」という行為であるけれども（信念や生活設計など）自律的な意志に基づいて必要を決定し選択した結果なのである。

ここにおいてヌスバウムの示すリストは、「中心的ケイパビリティ」を人々に保障することによって人間として尊重されるべき「選択する」機能の保障のための選択肢を提供する役割を意図されているのである。「真に人間らしい」機能を念頭にリストが作成され、それに則って、例えば性的満足の正常な機会が保障されたからと言って、我々は性的に満足しなければならないわけではない。もちろん、「性欲を満たす」機能を必要とする人は性的に満足すればよいし、必要としない人は「性欲を満たす」機能を選択しなくてよい。あるいは先の文脈からすると「性欲を満たさない」機能を選択してもよい、と換言できるかもしれない。すなわち、リストにはない「禁欲する」機能を選択してもよく、それどころか自

---

<sup>52</sup> 後掲①103 頁

<sup>53</sup> 後掲⑩

律的に必要と決定され選択されたことによって、それは尊重されねばならない人間的行為となる。実際、フェミニストであるヌスバウムが反対しているのは、禁欲生活の選択ではなく、性的機会を選択する機会（そして禁欲を選択する機会）を奪う女性性器切除の実践<sup>54</sup>なのである。ヌスバウムはこう述べる。

一旦、舞台が完成すれば、その選択（機能の選択）は人々に任されているのである。

55

#### 第4節 選択肢としての潜在能力を保障する機能

リスト化によって選択肢が増え、それが尊厳すべき「選択する」機能を保障する。しかし、「舞台」として整えられる選択肢は、ただその数が増えればそれでよいのだろうか。「自由の拡大とは単に選択肢が増えること」なのであろうか<sup>56</sup>。ここでは本章第1節で述べたことについては割愛する。

選択肢の特性に対する「評価」とは無関係に、それら選択肢の「範囲」にのみ注目して、その選択肢群、すなわち自由のよさを判断することは困難である、とセンは述べる<sup>57</sup>。ここでいう「評価」とは、先に示した機能のウエイト付けと関連づけて考察すれば、機能や潜在能力の重要度を測ることを指すと思われる。

しかし、本稿の目的は潜在能力のリスト化の是非にあるのであって、「自由とは何か」を解き明かすことは目的ではない。ここでは、「選択できる機能を保障するためのリスト化」という観点から、「重要であること」は当然とした上で、いかなる機能がリストに挙げられるべきかについて検討したい。機能とは「ある状態になったり、何かをすること」であった。「ある状態にならなかつたり、何かをしないこと」ではない。もちろん言葉の問題としては、「早死にしない」といった「～ない」という機能は大いに存在しうる。しかし、それは「早死にせずに生きる」ということであることは疑うべくもない。そして潜在能力アプローチの目的は「不正義の発見とその是正」である。とすれば、どういうことか。

潜在能力アプローチを採用する政府は、その目的として不正義を発見する。潜在能力に着目するからこそより不足なく不正義を発見できる点にこのアプローチの強みがあるのは言うまでもない。ともあれ、そこで発見される不正義とは「ある状態になれなかつたり、何かができないこと」という「不能」の形で現れる。センは、例えば「貧困」状態の不正義性を「潜在能力の欠如」として捉えている<sup>58</sup>。それは恣意的な要素による不能であり、強制である。必要か否かに関わらず、あるいは、アリストテレスのリストがそうであると考えられるように、他者から「必要であろう」と決めつけられた必要な機能を実現しているにすぎない。「断食」も、他人から言われて実行するのであれば、「飢え」となんなら変わら

---

<sup>54</sup> 後掲①103頁

<sup>55</sup> 後掲①104頁、括弧内は磯部による

<sup>56</sup> 後掲⑦7頁参照

<sup>57</sup> 後掲②64頁

<sup>58</sup> 後掲⑥124頁、後掲⑱99頁及び後掲⑲367-371頁参照

ない。そこで、政府は不正義の是正、すなわち機能の保障を義務付けられ、人々が「ある状態になったり、何かをする」機会を保障する。そしてこれが潜在能力として現れることになるというのがここまでのリスト化と強制をめぐる議論のポイントであった。「食べることができない」という不正義「飢え」の状態から、「食べる」機能の保障によって「食べる」機能と「食べない」機能との集合、すなわち潜在能力が保障されるということである。ここにおいて「不能」による「できない」から、どの機能が必要かについての人々の自由な判断に基づいた「選択」による「しない」である可能性が出てきて、必要の決定における強制を排除することができるのである。これがアリストテレスのリストとの重要な差異であり、センの懸念を退けるポイントとして本稿が最も主張したい点である。

ところが、これは政府による機能の保障を人々の側から見た場合であって、人々の側からすれば潜在能力が選択肢として見えるということに過ぎない。実際に不正義の是正を目指してアクションを起こす政府の側からすれば、まず何らかの機能を保障しなければならない。とすれば、リストに掲げられる機能は、ヌスバウムよろしく「可能力」を増大させる性質を持つものでなければならないのではないだろうか。行為として反対の機能がコインの裏表の関係で機械的に保障されるようなベクトルの機能を、保障されるべき機能としなければならない。「食べない」機能を保障したところで「食べる」機能は保障されえない。可能力こそが選択肢を作り出す。保障される機能は、(人々の必要の決定に応じて) それを実現しないという機能と一体となって潜在能力として選択肢となるものでなければならない。

## 第5節 「強制しない」

ヌスバウムのアプローチについて、若松氏は以下のように評価する。

…政府に一定の点まで個人の潜在能力を発展させる義務を明確に負わせるためのレトリックとして有益であることは確かだし、潜在能力アプローチが強みを発揮する問題が個人の福利の増進というよりも、不正義の是正であるということを明確に示している点で興味深い。<sup>59</sup>

最後になるが、補足として、リスト化の間接的な強制について、それも潜在能力アプローチにおいても深刻となりかねない側面を持つ恣意的な強制について、本稿に余白がなければ筆者に余力もなく、列挙するにとどめざるを得ないが、触れておきたい。

### (1) ある人には必要である機能に変換されうる手段の財としての金銭

政府の政策を利用することはもちろん、政府が保障してくれる機能を必要としない決定(選択)をすることを歓迎するという意味で、リストは人々に「強制しない」。としても、政府が機能を保障するために取るあらゆる政策活動は「強制的に」徴収された税などに依

---

<sup>59</sup> 後掲⑤195-196頁

っている。『正義』の中で玉木氏は、卓越主義と自律の原理とを併用しようとするラズの考え方に対してこう指摘する。

注意すべき点は、政府がある選択肢を道徳的に価値があると判断し、その判断に基づいて…たとえ強制的でない仕方であれ実施するならば、その政府活動は自律の原理によっては正当化されない、ということである。…政府のあらゆる活動は強制的に徴収された税金を必然的に使用せざるを得ないという意味で、卓越主義的考慮にのみ依拠した政府の道徳的諸政策は、それがたとえ非強制的な仕方でも、自律の原理を侵害する強制手段として拒絶されねばならないはずなのである。

60

この指摘は、卓越主義的に「価値のある行為」として人々に機能を保障するという意図はないヌスバウムのリストにおいても政府の諸政策による以上、当てはまるように思われる。以下、「潜在能力アプローチにおいて政府の道徳的諸政策が強制手段となる」とはどういうことかについて言及しておく。

潜在能力のリスト化は強制を伴うか。『女性と貧困開発』の中でヌスバウムは、検討の末彼女のリストは強制を伴わないと結論付けた上でこう述べている。

たとえ、ある人がこのリストのすべての項目に当てはまらない生活設計を立てることになったとしても、このリストに当てはまる生活を選択する機会を得たからといって、被害を受けることにはならないのである。<sup>61</sup>

しかし、である。ヌスバウムの言葉を借りれば、「リストのすべての項目に当てはまらない生活設計を立てる」人にとって、政府による政策その他の機能保障のためのあらゆる活動が税によって成り立つ以上、「(租税という形での) 被害を受けることに」なるのかもしれない。「リストに当てはまる生活を選択する機会を得た」ことが「余計」なだけであれば、ヌスバウムの言うようになんら問題はなかった。しかし実際には、ドブにお金を捨てることを強制されているとの自己所有権概念によるリバタリアンからの批判が飛んできそうな点にとどまらず、その「金銭」という財が潜在能力となることによってリスト化に当てはまらない生活設計を実現するために必要である場合には、潜在能力アプローチにおいてもリスト化それ自体が深刻な強制を生み出すことになってしまうように思われる。つまり、「移動する」機能が個人の変換能力によって実現可能たり、ゆえにそれを人々が自律的に選択できるということが、「自転車」という財が前提とされているのと同様に、何らかの機能やその自律的な選択は「金銭」という財が前提とされているかもしれない。そうであるとするならば、「自転車」は取り上げない一方で「金銭」は租税という形で取り上げるといのは恣意的な取り扱いにはかならず、不当な取り扱いとして人々に強制することになる。これは「リストを掲げたこと」それ自体から直接に生じる強制ではないと言える。しかし、リスト化にあたって強制を語るのであれば配慮せねばならない事項であるだろう。

---

<sup>60</sup> 後掲⑫178 頁

<sup>61</sup> 後掲①102 頁

## (2) 「意志の弱い人間<sup>62</sup>」

また、ア・プリオリ<sup>63</sup>にリストを作成するということは慎重にならねばならないかもしれない。本稿の趣旨より、あくまで「リスト化」に焦点を絞って述べるならば、先の厚生主義批判の適応的選好形成の危険性があるかもしれない。適応的選好形成とは「現実に適応した形で選好を形成すること」と先に紹介した。厚生主義のこの点を批判して、センは個人の主観的要素（例えば、効用や変換能力、そして個人の意志）とその恣意性を排除する客観的要素（例えば、財の必要度や緊急度）といった具体的情報を考慮に入れた上で潜在能力という中間物に着目する。

ここで言及したいのは、特に「意志の弱い人間」にとって「リスト」やそれに基づく「政府による機能の保障」は、意志に反して衝動的な選択をしてしまう障害となってしまうのではないだろうかということである。ヌスバウムのリストが人々の必要の決定（選択）に強制しないという意味を強調しても、人々にとって「特定の潜在能力がリスト化されている」ことは「置かれた環境」として認識されうる。と考えるならば、ヌスバウムのリストは、アプローチの主客のバランスをセンより客観に寄せることで、曖昧であった最低限重要な潜在能力の保障を人権として確実にすると同時に、その理論としての曖昧さゆえのバランスによってセンのアプローチでは可能となっていた「恣意的危険性の配慮を経た主観」の導入を困難なものにしてしまい、「舞台が完成すれば、その選択は人々に任されている」以上、恣意的危険性、すなわち「特定の潜在能力がリスト化されているという現実に適応した形で本来の意志に反して衝動的に選好を形成」された危険性を多分に含んだままの主観による選択に結局委ねてしまうのではないだろうか。

リストが人々に特定の選好形成（ここまでの話でいうところの必要の決定（選択））を押しつけてはいけないというヌスバウムのリストのここまでの意図からすれば、この問題も慎重に検討されねばならないだろう。

## 第6章 結語

ヌスバウムのリストは、その行為を強制することはもちろん、それを必要な機能とみなすように強制することも全く意図していない。人間の尊厳を尊重することに起因して、必要概念に着目しつつ、選択肢の拡大を目指すことで、むしろ人々が個人の多様性に応じて必要な機能を「選択する」ことを歓迎しており、リストは1つの部分的な「人間らしさ」を市民に示唆しているにすぎず、その役割は普遍的に保障されるべき重要なものと想定される潜在能力を具体化することで政府にその保障を確実にさせることにあり、「重要だ」と言われているからと言って人々がそれを必要となればならぬいわれはなく、リストに

<sup>62</sup> 後掲②35-42頁を参照されたい。

<sup>63</sup> ここでは「(センが個別具体事例に際して重要な潜在能力に言及するのに対して) 経験に先立つもの」くらいに捉えてほしい。

ない、すなわち政府が政治目標として保障してくれる潜在能力を放棄して別の機能を選択しつつ「人間らしく」生きることは常に可能なのである。

もちろん話はこう簡単ではないことは百も承知である。しかも、本稿はヌスバウムのリストのこうした意図を述べることに終始したため、実際にヌスバウムのリストがどのようなものを掲げているのかについて未検討である。また、本稿で指摘した以外にも乗り越えるべき課題がまだあるだろう。とは言え、ヌスバウムの意図が大きな鍵となって潜在能力のリスト化は人々に強制をもたらさないものとして認識され得ることになるのである。



#### 参考文献一覧

- ①M.ナスバウム、池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』(2005年、岩波書店)
- ②M.ナスバウム・A.セン編著、竹友安彦監修、水谷めぐみ訳『クオリティー・オブ・ライフ 豊かさの本質とは』(2006年、里文出版)
- ③Martha C. Nussbaum & Amartya Sen, *The Quality of Life* (1993)
- ④小笠原春菜「ケイパビリティ・アプローチの再検討 自由と必要 Reappraisal of Capabilities Approach Freedoms and Needs」
- ⑤若松良樹『センの正義論 効用と権利の間で』(2003年、勁草書房)
- ⑥絵所秀紀・山崎幸治編著『アマルティア・センの世界 経済学と研究開発の架橋』(2004年、晃洋書房)
- ⑦A.セン、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討 潜在能力と自由』(1999年、岩波書店)
- ⑧A.セン、大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者 経済学＝論理的探究』(1989年、勁草書房)
- ⑨日下部吉信『シリーズ・ギリシア哲学講義Ⅲ アリストテレス講義・6講』(2012年、晃洋書房)
- ⑩J.O.アームソン、雨宮健訳『アリストテレス倫理学入門』(1998年、岩波書店)
- ⑪ジョン・L.アクリル、藤沢令夫・山口義久訳『哲学者アリストテレス』(1985年、紀伊國屋書店)
- ⑫平井亮輔編『正義 現代社会の公共哲学を求めて』(2004年、嵯峨野書院)
- ⑬M.サンデル、鬼澤忍訳『これからの「正義」の話をしよう』(2010年、早川書房)
- ⑭アリストテレス著、朴一功訳『ニコマコス倫理学』(京都大学学術出版会、2002年)
- ⑮深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』(ミネルヴァ書房、2007)
- ⑯鳥山まどか「M.ナスバウムの潜在能力アプローチに関する研究ノート：ソーシャルワークに示唆するもの」(<http://hdl.handle.net/2115/28951>)
- ⑰小笠原春菜「センとナスバウムの対比的省察 自由と必要の両立可能性を求めて」
- ⑱A.セン、石塚雅彦訳『自由と経済開発 Development As Freedom』(日本経済新聞社、2000年)
- ⑲A.セン、池本幸生訳『正義のアイデア The Idea of Justice』(明石書店、2011年)
- ⑳小林公著『法哲学叢書4 合理的選択と契約』(弘文堂、1991年)